

分配型投資信託の分配金に関するご説明

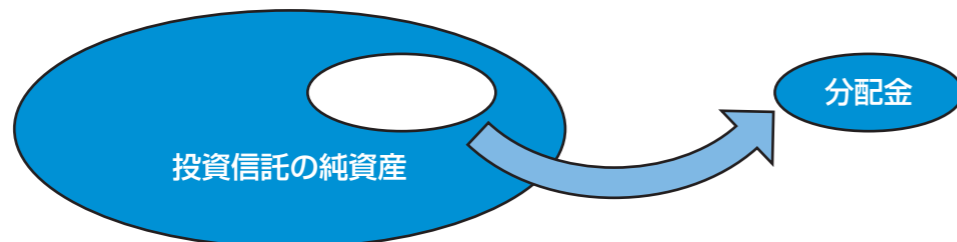
投資信託の分配金は、各投資信託の決算ごとに、あらかじめ定められた分配方針に基づき、一定のルールにしたがい投資信託会社が支払いをおこないます。また、分配金の受取方法は各投資信託の決算頻度等によって「毎月分配型」、「隔月分配型」、「年4回分配型」などのいろいろな種類に分けられます。

この資料では、分配金の支払われる仕組み、特徴、お客さまからご質問が多い事項についてご説明します。

ポイント 1

投資信託の分配金は、預金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われます。純資産から分配金を引き出しますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

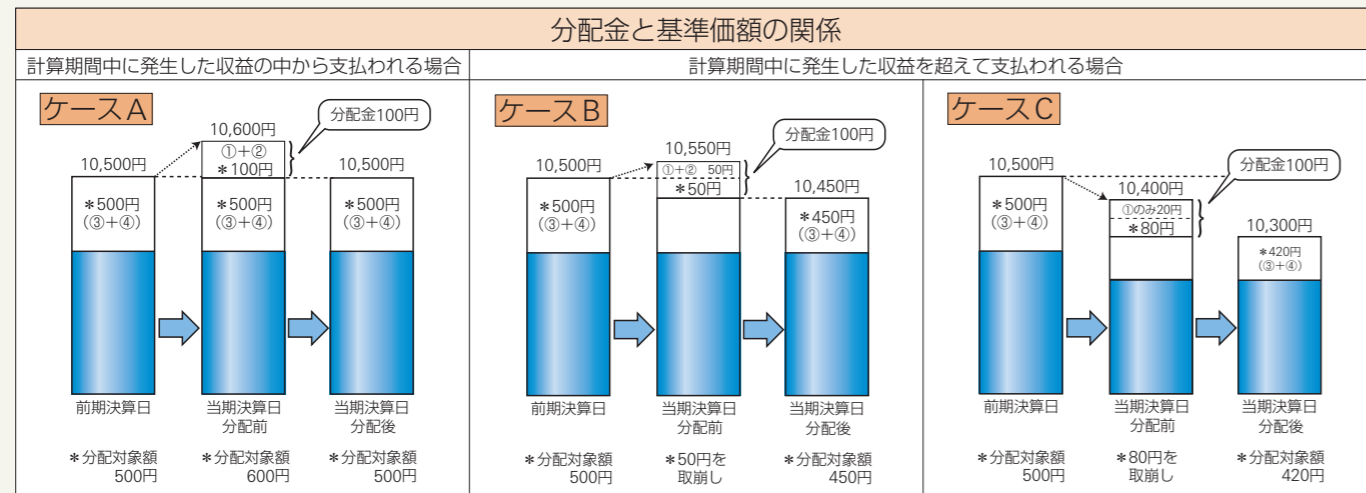
投資信託で分配金が支払われるイメージ



※純資産とは、投資信託が保有する株式・債券・現金等から負債を差し引いた金額です。

ポイント 2

分配金は、計算期間中に発生した収益を超過して支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下がることとなります。分配金の水準は、必ずしも計算期間の投資信託の収益率を示すものではありません。



※1 分配金は、各投資信託の分配方針に基づき、投資信託の分配対象額(以下の①～④)から支払われます(上記図の番号と対応しています)。

①利子・配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金

※2 計算期間とは、前の決算日の翌日から次の決算日までのことをいいます。

※3 上図の各ケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益は、次のとおりです。

ケースA 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲50円 = 50円

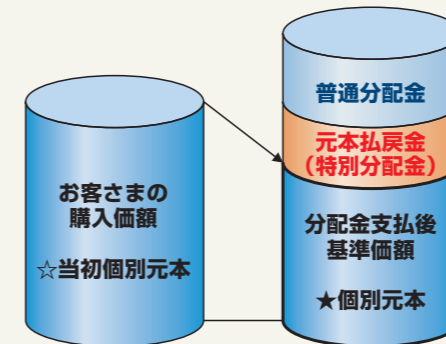
ケースC 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲200円 = ▲100円

A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取金額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

ポイント 3

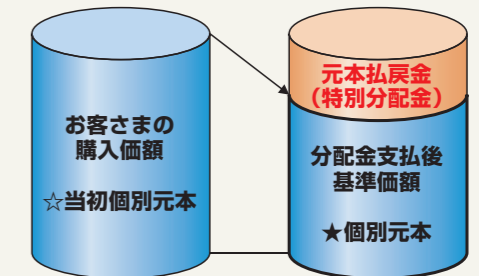
投資信託の購入価額によっては、分配金の一部、ないしすべてが実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



- ※1 「普通分配金」は、個別元本(お客さまの投資信託の購入価額)を上回る部分からの分配金です。「元本払戻金(特別分配金)」は、個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後のお客さまの個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
- ※2 個別元本とは、分配時や換金時の税金を計算するうえでの税法上の元本です。当初の個別元本は投資信託に投資したときの購入価額のことをいい、追加購入した場合(分配金の再投資分で購入する場合も含む)、元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合に個別元本は修正されます。

【投資信託についてのご注意】必ずお読みください

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、元本・分配金が保証された商品ではありません。
- 投資信託は、次の要因により、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。
 - ・組み入れ有価証券(株式・債券・リート等)等の値動き(価格変動リスク)があります。
 - ・組み入れ有価証券(株式・債券・リート等)等の発行者の信用状態の悪化によるリスク(信用リスク)、国情・財務状況等の変化およびそれらに関する外部評価の変化等によるリスク(カントリーリスク)があります。
 - ・外貨建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動によるリスク(為替変動リスク)があります。
- ・詳しくは各投資信託の目論見書等をご確認ください。
- 投資信託のお申し込みにあたっては、当行所定の申込手数料がかかるほか、保有期間中には信託報酬、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から差し引かれます。また一部のファンドには、換金時に換金手数料がかかるものや信託財産留保額が基準価額から差し引かれるものがあります。これらの手数料等は、各ファンドにより異なるため、具体的な金額、計算方法を表示することができません。詳しくは、各ファンドの目論見書等にてご確認ください。
- 〈はまぎん〉マイダイレクト投資信託サービス(インターネットバンキング・テレフォンバンキング)では、一部申込手数料のキャッシュバックがあります。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。詳しくは各投資信託の目論見書等をご確認ください。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
- 横浜銀行で購入された投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は設定・運用を投信会社がおこなう商品です。
- お申し込みの際は、購入される投資信託の最新の目論見書および目論見書補完書面をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。目論見書および目論見書補完書面は横浜銀行の本支店等に用意しています。

株式会社 横浜銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号

加入協会 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会